

石川県警察職員の健康管理に関する訓令

〔平成 8 年 9 月 1 日〕
石川県警察本部訓令第 8 号

最終改正 令和 6 年 11 月 15 日 石川県警察本部訓令第 21 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 5 条）
- 第 2 章 健康管理体制（第 6 条－第 12 条）
- 第 3 章 健康診断（第 13 条－第 23 条）
- 第 4 章 メンタルヘルス（第 24 条－第 27 条の 2）
- 第 5 章 健康管理指導区分の指定等（第 28 条－第 34 条）
- 第 5 章の 2 過重労働対策（第 34 条の 2）
- 第 5 章の 3 熱中症対策（第 34 条の 3）
- 第 6 章 感染症に対する措置（第 35 条）
- 第 7 章 健康の保持及び増進（第 36 条・第 37 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この訓令は、石川県警察職員（以下「職員」という。）の健康管理について必要な事項を定め、職員の健康の保持及び増進並びに勤務能率の向上を図ることを目的とする。

（通則）

第 2 条 職員の健康管理については、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）その他の法令の規定によるほか、この訓令の定めるところによる。

（職員の義務）

第 3 条 職員は、この訓令に基づく健康管理上必要な措置に従うとともに、常に自己の心身両面にわたる健康の保持増進に努めなければならない。

（秘密の保持）

第 4 条 職員の健康管理に関する事務に従事する職員は、職務上知り得た個人の病名、症状その他秘密にわたる事項を漏らしてはならない。その職務を離れた後も、また同様とする。

2 前項に掲げる者は、職務上必要がある場合を除き、健康管理に関する記録を他人に閲覧させてはならない。

（記録の管理と活用）

第 5 条 職員の健康管理に関する事務に従事する職員は、取り扱う各種記録の適正な管理を行い、これを職員に対する健康の保持増進のために有効に活用しな

なければならない。

第2章 健康管理体制

(総括健康管理者)

第6条 警察本部（以下「本部」という。）に総括健康管理者を置く。

- 2 総括健康管理者は、警務部長の職にある者をもって充てる。
- 3 総括健康管理者は、次に掲げる事項を管理するものとする。
 - (1) 快適な職場環境づくりに関すること。
 - (2) 職員の健康管理に関する計画の立案及びその実施に関すること。
 - (3) 職員の健康の保持及び増進のための指導並びに教育に関すること。
 - (4) 職員の健康診断の実施及び実施結果に基づく事後措置に関すること。
 - (5) メンタルヘルスに関すること。
 - (6) 職員の健康障害の原因調査及び再発防止に関すること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関すること。

(健康管理責任者)

第7条 総括健康管理者の補助者として健康管理責任者を置く。

- 2 健康管理責任者は、警務部厚生課長の職にある者をもって充てる。

(健康管理担当者及び健康管理担当補助者)

第8条 所属（本部の課、所、隊及び警察学校並びに警察署をいう。以下同じ。）に健康管理担当者を置く。

- 2 健康管理担当者は、所属の次席、副隊長、副校長及び副署長の職にある者をもって充てる。
- 3 健康管理担当者は、所属長（所属の長をいう。以下同じ。）の指揮を受け、健康管理に関する業務を行うものとする。
- 4 所属に健康管理担当者の事務を補助させるため健康管理担当補助者を置くことができる。この場合において健康管理担当者は、本部の課長補佐及び警察署の課長等の中から健康管理担当補助者を指定するものとする。

(健康管理専従者)

第9条 警務部厚生課に健康管理専従者を置き、保健師又は看護師の資格をもった者をもってこれに充てる。

- 2 健康管理専従者は、健康管理責任者の命を受け、健康相談、衛生教育、保健指導その他健康管理に必要な業務を行うものとする。

(衛生管理者等)

第10条 職員数が50人以上の所属（本部庁舎内の所属は同一所属とみなす。以下同じ。）に法第12条第1項の規定に基づく衛生管理者（以下「衛生管理者」という。）を、職員数が50人未満の所属には、法第12条の2の規定に基づく衛生推進者（以下「衛生推進者」という。）を置く。

- 2 職員数が200人を超える所属は、2人以上の衛生管理者を置くものとする。
- 3 所属長は所属の職員のうちから衛生管理者の資格を有する者等を選任する。
- 4 衛生管理者が2人以上選任される所属においては、そのうちの1人を主任衛生管理者とし、その他の衛生管理者を指揮するものとする。

- 5 衛生推進者は、所属長が所属の職員のうちから選任する。
- 6 衛生管理者及び衛生推進者（以下「衛生管理者等」という。）は、所属において、法第12条の規定により次の各号に関し、衛生管理上必要な業務を行うものとする。
 - (1) 健康に異常のある者の発見及び処置に関すること。
 - (2) 執務環境の衛生上の調査に関すること。
 - (3) 執務条件、施設等の衛生上の改善に関すること。
 - (4) 執務上の衛生保護具、救急用具等の点検整備に関すること。
 - (5) 衛生教育、健康相談等職員の健康保持に必要な事項に関すること。
 - (6) 職員の負傷及び疾病、それによる死亡、欠勤及び異動に関する統計の作成に関すること。
 - (7) 職務上の記録の整備に関すること。
- 7 衛生管理者等は、業務に従事したときは、衛生記録（別記様式第1号）を記録するとともに、職員の健康に害を及ぼすおそれがあるものについては、健康管理責任者に報告して、必要な措置を講じなければならない。

（健康管理医）

第11条 職員数が50人以上の所属に法第13条に規定する産業医として、健康管理医を置く。

- 2 健康管理医は、警察本部長が委嘱する。
- 3 健康管理医は、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 健康診断の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。
 - (2) 健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
 - (3) 衛生教育に関すること。
 - (4) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。
- 4 健康管理医は、その職務を行うに当たり必要があると認めたときは、健康管理責任者に対して勧告し、又は健康管理担当者及び衛生管理者等に対して指導し、若しくは助言することができる。

（健康管理委員会）

第12条 全所属に、法第18条に規定する衛生委員会として、健康管理委員会（以下「委員会」という。）を置くものとする。

- 2 委員会の委員は、次の者で構成し、所属長（本部庁舎については警務部長をいう。以下この条において同じ。）が組織する。
 - (1) 所属長又はそれに準ずる者
 - (2) 衛生管理者又は衛生管理者が設置されていない所属にあつては、衛生推進者
 - (3) 健康管理医又は健康管理医が設置されていない所属にあつては、必要に応じて健康管理専従者
 - (4) 衛生に関し経験を有する者で所属長が認める者

- 3 所属長は、委員会を組織したときは、健康管理委員会設置報告書（別記様式第2号）により速やかに総括健康管理者に報告しなければならない。
- 4 委員会は、法第18条第1項に規定する事項について、調査及び審議を行うものとする。
- 5 委員会は毎月1回以上開催し、その結果を健康管理委員会開催記録表（別記様式第3号）に記載しておかなければならない。
- 6 委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 健康診断

（健康診断の種別）

第13条 職員の健康診断は、定期健康診断、特別健康診断、臨時健康診断及び採用時健康診断とする。

（健康診断の実施機関）

第14条 健康診断は、総括健康管理者が指定する医療機関又は検診機関（以下「医療機関等」という。）において実施するものとする。

（健康診断受診の義務）

第15条 職員は、次に掲げる者を除き、指定された期日又は期間内に健康診断を受けなければならない。

- (1) 休職又は長期療養（療養期間が1か月以上）中の者
- (2) 妊娠している者
- (3) 総括健康管理者がやむを得ない理由があると認めた者

2 職員は、前項第3号に掲げる理由により健康診断を受けることができなかつたときは、速やかに医療機関等において健康診断を受け、その結果を証明する診断書その他の書類を総括健康管理者に提出しなければならない。

（定期健康診断）

第16条 定期健康診断は、全職員を対象として、少なくとも毎年1回次に掲げる項目について実施するものとする。

- (1) 既往歴及び業務歴の調査
- (2) 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- (3) 身長、体重、視力及び聴力の検査
- (4) 胸部エックス線検査
- (5) 血圧の測定
- (6) 血液検査
- (7) 尿検査
- (8) 心電図検査
- (9) 前各号に掲げるもののほか、総括健康管理者が必要と認める検査

2 前項の場合において、人間ドック受診者は、これをもって替えることができる。

（特別健康診断）

第17条 特別健康診断は、別表1に掲げる特殊な業務に従事し、又は従事しようとする職員に対し、これを実施するものとする。

2 前項に定める健康診断の実施項目は、警察本部長が別に定める。

(臨時健康診断)

第18条 臨時健康診断は、総括健康管理者が健康管理上臨時に健康診断の必要があると認めた職員に対し、これを実施するものとする。

(採用時健康診断)

第19条 採用時健康診断は、新たに職員を採用するときに実施するものとする。

ただし、石川県人事委員会の行う試験に合格した者を採用するとき、又は総括健康管理者がその必要がないと認めたときはこれを行わないことができる。

2 前項に定める健康診断の実施項目は、警察本部長が別に定める。

(健康診断実施結果の通知)

第20条 健康管理責任者は、第14条に規定する健康診断の種別に従い、健康診断結果を当該健康診断を受診した職員の所属長に通知するものとする。

2 所属長は、前項の通知内容を当該職員に通知するものとする。

(健康診断結果に基づく職員及び所属長の義務)

第21条 前条第2項による健康診断結果の通知により、要精密検査(以下「要精検」という。)又は要治療の指示を受けた職員は、速やかに所要の処置をしなければならない。

2 所属長は、前項の職員に対し、速やかに必要な精密検査又は治療を受けるよう指示し、その処置が受けられるよう勤務その他の環境に関する配慮をしなければならない。

(健康管理システム)

第22条 健康管理責任者は、職員の要精検、要治療及び治療中該当者に係るデータを健康管理システムに登録し、所属長に通知するものとする。

2 前項による通知を受けた所属長は、必要な措置を講じた上、その措置状況を、速やかに健康管理システムを利用して総括健康管理者に報告しなければならない。

3 健康管理システムの運用に関し必要な事項は、別に定める。

(職員の死亡報告)

第23条 所属長は、所属の職員が死亡したときは、死亡診断書の写しを健康管理責任者に送付しなければならない。

第4章 メンタルヘルス

(メンタルヘルス体制)

第24条 職員のメンタルヘルス対策推進のため、警務部厚生課に心の健康相談室を附置し、精神科専門医及び臨床心理士(以下「精神科専門医等」という。)を置く。

2 前項の精神科専門医等は、警察本部長が委嘱し、職員の心の健康相談等の業務を行うものとする。

3 健康管理担当者、健康管理専従者及び衛生管理者等をメンタルヘルス担当者とし、健康管理担当者を各所属のメンタルヘルスの責任者とする。

4 総括健康管理者は、カウンセラーの養成及びカウンセリング体制の充実を図

るため、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 健康管理専従者に対しては、メンタルヘルスに関する専門的知識・技能を習得させるため、総括健康管理者が認める機関の行う講習会に参加させること。
- (2) メンタルヘルス担当者を対象として、精神科専門医等、カウンセリングの専門家、心理学者による研修会を、少なくとも毎年1回開催すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、メンタルヘルス担当者、専門医相互間の連携の推進その他メンタルヘルスの保持増進に関すること。

(メンタルヘルスの責任者の任務)

第25条 メンタルヘルスの責任者は、心の健康に不調を来したと認められる職員の早期発見と早期回復のための措置を執るとともに、日頃から職場における良好な人間関係づくり及び勤務環境の改善に努めるものとする。

- 2 メンタルヘルスの責任者は、心の健康に不調を来したと認められる職員に対し必要に応じて、専門家への相談を促すものとする。

(メンタルヘルス担当者の任務)

第26条 メンタルヘルス担当者は、職員からの相談を受けやすい雰囲気づくりに配慮し、心の健康に不調を来したと認められる職員に対して、積極的な相談対応を行うものとする。

- 2 メンタルヘルス担当者は、精神衛生管理が健康に及ぼす重要性を認識し、積極的に心身医学及び精神医学についての知識並びに相談対応要領の習得に努めなければならない。
- 3 メンタルヘルス担当者は、相談対応を行うに当たっては、個人のプライバシー保護の重要性を認識し、時、場所、手段・方法その他事項について十分な配慮を行わなければならない。

(心の健康に不調を来し休業した職員の職場復帰支援)

第27条 所属長は、心の健康に不調を来し休業した職員の円滑な職場復帰と再発防止を図るため、健康管理責任者、警務部警務課長及び関係医療機関等と連携して、当該職員の職場復帰を支援するものとする。

- 2 前項の職場復帰支援に関し必要な事項は、別に定める。

(ストレスチェック)

第27条の2 ストレスチェックは、全職員を対象に、年1回以上実施しなければならない。

- 2 前項のストレスチェックに関し必要な事項は、別に定める。

第5章 健康管理指導区分の指定等

(審査会)

第28条 本部に、石川県警察職員健康管理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、次に掲げる事項を審査するものとする。

- (1) 健康管理指導区分の指定又は変更に関すること。
- (2) 療養者の就業の適否に関すること。

(3) その他健康管理上必要と認めること。

- 3 審査会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。
- 4 委員長は総括健康管理者をもって充てる。
- 5 委員は、健康管理責任者、健康管理医及び委員長が必要と認めた者をもって充てる。
- 6 委員長は会務を掌理し、委員会を代表する。ただし、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(審査会の招集等)

第29条 審査会は必要に応じて委員長がこれを招集するものとする。

- 2 審査会は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審査会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。
- 5 急を要し、審査会を招集するいとまがないときは、持ち回り又は書面による審査により審査会に替えることができる。
- 6 審査会の庶務は警務部厚生課においてこれを行う。

(結核性疾患等の指導区分)

第30条 総括健康管理者は、健康診断その他の診断の結果、結核性疾患にかかっている職員又はかかるおそれがある職員（以下「結核性疾患等」という。）を発見したときは、審査会の意見に基づき、その者の指導区分を別表2に従って決定する。

(生活習慣病疾患、精神障害疾患その他の疾患の指導区分)

第31条 総括健康管理者は、健康診断その他の診断の結果、生活習慣病疾患、精神障害疾患その他の疾患にかかっている職員又はかかるおそれがある職員を発見したときは、審査会の意見に基づき、その者の指導区分を別表3に従って決定する。健康診断によらないで発見したときも、また同様とする。

(指導区分決定の結果通知)

第32条 総括健康管理者は前2条の規定により指導区分を決定したときは、文書により所属長に通知するものとする。

(指導区分による管理措置)

第33条 所属長は、前条による通知を受けたときは、その職員に指導区分を示すとともに、健康管理責任者及び健康管理専従者と密接な連絡を保ち、治療、療養、勤務制限その他指導区分に応じた管理措置を執らなければならない。

- 2 前項の管理措置の基準は、結核性疾患等については別表2、生活習慣病疾患、精神障害疾患その他の疾患については別表3の定めるところによる。
- 3 指導区分の指定を受けた職員は、医師及び健康管理担当者の指示に従い、健康の回復に努めなければならない。

(指導区分の変更)

第34条 前条の管理措置を受けている職員は、病状が回復又は悪化し、指導区分

の変更を希望するときは、健康管理担当者を経由して所属長に申し出るものとする。

- 2 所属長は、前項の申出を受けた場合又は指導区分の変更の必要があると認められた場合は、指導区分変更願（別記様式第4号）により総括健康管理者に申請しなければならない。
- 3 総括健康管理者は、前項の申請があったときは、新たに健康管理審査会の意見に基づき、指導区分を決定し、第32条の規定に準じて所属長に通知するものとする。

第5章の2 過重労働対策

（過重労働対策）

第34条の2 健康管理責任者は、所属長及び関係部門と連携の上、職員の過重労働による健康障害を防止するため、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 過重勤務者の把握及び面接指導等に関すること。
 - (2) 面接指導等の結果の記録に関すること。
 - (3) 過重勤務者の健康保持のための必要な措置に関すること。
- 2 前各号に掲げるもののほか、過重労働対策に関し必要な事項は、別に定める。

第5章の3 熱中症対策

（熱中症対策）

第34条の3 健康管理責任者は、所属長及び関係部門と連携の上、職員の熱中症発症を防止するため、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 熱中症発症の可能性を高める環境及び業務の把握と管理に関すること。
 - (2) 熱中症の危険性を除去又は低減する措置に関すること。
 - (3) 職員に対する熱中症予防の正しい知識等の教養に関すること。
- 2 所属長は、職員が勤務中に熱中症を発症したときは、速やかに熱中症患者発生報告書（別記様式第5号）により、健康管理責任者に報告しなければならない。

第6章 感染症に対する措置

（感染症発生時の措置）

第35条 職員は、感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する感染症（五類感染症を除く。）をいう。以下同じ。）に罹患したときは、直ちに所属長に届出なければならない。

- 2 所属長は、前項の届出を受理した場合及び庁舎、寮その他の施設において感染症が発生したときは、直ちに感染症患者発生報告書（別記様式第6号）により、総括健康管理者に報告しなければならない。

第7章 健康の保持及び増進

（健康増進施策の企画）

第36条 総括健康管理者は、勤務環境の改善、レクリエーション、体育活動その他行事の積極的推進、講習会・研修会の開催その他の職員の良好な健康状態を保持及び増進させるための施策を企画するものとする。

（所属長の責務）

第37条 所属長は、前条の企画に基づき、職員の健康状態を把握の上、その実態に即して継続的かつ計画的な施策の推進に努めなければならない。

2 所属長は、第6条第3項各号に規定されている事項について、企画及び実施等その推進を図るものとする。

附 則

この訓令は、平成8年9月1日から施行する。

附 則（平成11年2月1日警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成14年2月27日警察本部訓令第1号）

この訓令は、平成14年3月1日から施行する。

附 則（平成17年8月16日警察本部訓令第24号）

1 この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に使用している用紙については、当分の間なお従前の様式のものを用いることができる。この場合においては、必要な事項を追記するものとする。

附 則（平成18年2月27日警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月12日警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成28年4月26日警察本部訓令第20号）

この訓令は、平成28年5月1日から施行する。

附 則（令和3年2月1日警察本部訓令第1号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年11月15日警察本部訓令第21号）

この訓令は、令和6年11月15日から施行する。

別表 1 (第17条関係)

特別健康診断

健康診断名	対象職員
有機溶剤等特別健康診断	科学捜査研究所員
特定化学物質特別健康診断	特定化学物質業務従事者
高気圧業務特別健康診断	アクアラング隊員
電離放射線特別健康診断	電離放射線業務従事者
鉛特別健康診断	拳銃特練員
船舶乗務員特別健康診断	船舶乗務員
情報機器作業特別健康診断	情報機器作業従事者
深夜業務従事者特別健康診断	三交替制勤務者
航空機操縦士特別健康診断	航空機操縦士
レーザー光線特別健康診断	レーザー光線業務従事者
B型肝炎検査・ワクチン接種	血液感染危険業務従事者

別表2(第30条、第33条第2項関係)
結核性疾患の健康管理指導区分、管理措置

指導区分	指導区分	病状区分	管理措置	
			医療管理	勤務管理
要療養	A 1	^{しんしゆつせい} 1 滲出性傾向極めて強く、病巣増悪のおそれが多いと認めるもの 2 排菌を証明するもの	1 入院加療を原則とし療養に専念させる。	(1) 就業を禁止し、休養を与える。 (2) 健康管理責任者、健康管理専従者による生活及び療養指導を行う。家族検診を励行させる。
	A 2	1 病状安定し、直接医療を必要としないが、なお定期的観察を必要とし勤務への準備状態となったもの	1 通院加療とし、療養に専念させる。	(1) おおむねA-1に準じて指導を行う。
要軽業	B 1	^{しんしゆつせい} 1 滲出性傾向であるが、おおむね病勢安定し、再発再燃のおそれはなお残されているが、直ちに病巣に拡大悪化のおそれはないと認められるもの 2 排菌陰性化1年以上証明するもの 3 硬化性病巣が滲出性巣に変化したもの 4 結核性蓄水消退後半年以内のもの	1 通院加療させる。 2 3か月に1回精密検診を受けさせる。	(1) 医師の指示による通院加療が確実に実行できるよう、積極的に時間的余裕を与える。 (2) 夜間勤務は一切禁止する。 (3) 術科訓練の実施、超過勤務は命じないようにするとともに、過労を伴う勤務はさせない。 (4) 必要がある時は、勤務時間短縮措置を考慮する。 (5) 私生活においても、休息、睡眠を十分とるよう指導する。
	B 2	1 増殖性傾向強く、ほとんど病勢固定するも、なお、再発再燃のおそれがあると認められるもの 2 外科的療法後2年以内のもの 3 結核性蓄水消退後1年以内のもの	1 外科的療養後の場合は、定期健康診断の都度精密検診を受けさせる。 2 増殖性傾向の場合、3か月に1度精密検診を受けさせる。	(1) おおむねB-1に準じて勤務及び私生活の指導を行う。

<p>要 注 意</p>	<p>C 1</p>	<p>1 硬化性病巣があつて、病巣が大きいか又は範囲が広い場合 2 外科的療法を受けたが、なお病巣が残されている場合</p>	<p>1 3か月に1回精密検診を受けさせる。 2 外科的療法後の場合は、定期健康診断の都度精密検診を受けさせる。 3 化学療法を受けさせる。</p>	<p>(1) 通院治療については、勤務に支障のないよう計画的に実施させるとともに注射服薬は正確に行わせる。 (2) 勤務はおおむね通常勤務でよいが、個々の勤務内容をよく勘案し、超過勤務は必要最小限度に止め、かつ継続的な勤務は避けさせる。 (3) 術科訓練の実施は、極く軽度のものを除き命じない。 (4) 私生活においては、休息睡眠を十分とるよう指導する。</p>
<p>要 注 意 又 は 初 感 染</p>	<p>C 2</p>	<p>1 硬化性であるが、再発再燃のおそれがないと認め難いもの 2 外科的療法後3年以内のもの 3 直ちに結核性病巣と認め難いが、経過観察の必要があると考えられる異常を認めるもの 4 結核性蓄水消退後2年以内のもの 5 結核性蓄水消退後広範囲の肋膜炎形成し、レントゲン写真上肺野に病巣があると疑わしいもの 6 ツ反応が自然陽転したと認められるもの</p>	<p>1 定期健康診断の都度精密検診を受けさせる。 2 初感染者の場合は3か月に1回陽転追求検査を受けさせる。</p>	<p>(1) 勤務は通常勤務でよいが、職場における休憩時間の活用及び私生活においても規則的で休息睡眠を十分とるよう指導する。 (2) 術科訓練は原則として実施してよいが、外科的療法を行ったものに対しては、術後の機能障害の程度など個々の症例について十分検討の上、その内容と程度を決定する。 (3) 術科の選手として特別訓練を継続することを避ける。</p>
<p>治癒又は 未 感 染</p>	<p>D 2</p>	<p>1 硬化性病巣であるが、小病巣で再発再燃のおそれがほとんどないと認められるもの 2 石灰性病巣であるが、病巣が大きいか又は多数あるもの 3 外科的療法後5年以内のもの 4 外科的療法後5年以上を経過するも著</p>	<p>1 定期健康診断の都度精密検診を受けさせる。 2 ツ反応が陰性又は擬陽性の場合は、定期健康診断の都度BCG接種及びツ反応検査を受けさせる。</p>	<p>(1) 勤務について特に規制を行わないが過労の防止、生活規制による再発の防止及び発見に努めるため、特に生活指導に重点を置く。</p>

		しい機能障害を残しているもの 5 ツ反応が陰性又は擬陽性のもの		
既往性 健康	D 3	1 過去に結核性病巣を有していたが完全に吸収消退し、無所見となって2年以上経過したもの 2 病巣全く石灰化し、完全治癒と認められるもの 3 小範囲の硬化性病巣又は多数の石灰化病巣はあるが、5年以上全く変化なく、再発再燃のおそれが全くないもの	1 定期健康診断の都度精密検査を受けさせる。	(1) 通常健康者として扱い、積極的な管理を行う必要はないが再発の可能性及び診断精度の点から健康者とは区別する。

別表3 (第31条、第33条第2項関係)

生活習慣病疾患、精神障害疾患、その他の疾患の健康管理指導区分、管理措置

指導区分	指導記号	判定基準	管 理 措 置			
			医 療 管 理		勤 務 管 理	
要 療 養	A	医師による直接の医療行為を必要とし、勤務を免除するもの	1	入院又は自宅において療養に専念させる。	(1)	就業を禁止し、療養に専念させる。
要 軽 業	B	医師による医療行為を受けさせる必要があり、勤務を軽減するもの	2	通院加療に専念させる。 定期的に精密検査を受けさせる。	(2) (3) (4) (5)	勤務時間を短縮するほか、過労を伴う勤務を免除する。 宿日直勤務、夜間勤務及び超過勤務をさせない。 宿日直勤務及び夜間勤務をさせない。 深夜勤務をさせない。
要 注 意	C 1	随時医師の診断を受けるか、継続的な経過の観察を必要とするが、勤務はほぼ普通どおりに行ってもよいもの	3	通院加療に努めさせる。 定期的に精密検査を受けさせる。	(6) (7) (8)	症状に応じ過激な勤務及び術科訓練を免除又は軽減する。 原則として緊張の連続した勤務を避ける。 症状に応じ宿日直勤務、夜間勤務、術科訓練等を免除又は軽減する。
	C 2	経過の観察を必要とするが、勤務はほぼ普通どおりに行ってもよいもの	4	定期的に必要な検査を受けさせる。	(9)	長期にわたる過激な勤務を避ける。
無 制 限	D	平常生活でよいもの	5	定期的に必要な検査を受けさせる。	(10)	普通勤務とする。